

主任技術者の専任に係る取扱いについて

平成 27 年 4 月 1 日
改正:平成 28 年 6 月 1 日
改正:令和 2 年 1 月 1 日
改正:令和 5 年 1 月 1 日
松前町 出納局 会計課

本町では、国の緊急経済対策に即応した予算を円滑に執行するため、当分の間、以下のとおり主任技術者の専任に係る要件について、緩和措置を講ずることとしました。

なお、本町発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関の承諾があることが条件となります。

1. 主任技術者の専任に係る緩和措置について

愛媛県中予地方局管内において、契約を締結する工事を対象とします。

2. 主任技術者の専任に係る緩和措置の要件について

建設業法施行令第 27 条第 2 項に規定する専任の主任技術者については、以下の要件を全て満たす場合は、他工事の主任技術者との兼任を認めます。

【要件】

- (1) 請負金額が 4,000 万円(建築一式工事にあつては 8,000 万円)以上の工事を対象とする。
- (2) 兼任する工事が本件工事を含め 2 件以内であること。
- (3) 兼任する工事の各現場間の直線距離が 10 km 以内であること。
- (4) 本町発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関の事前承諾を得ていること。
- (5) 発注者(監督員)と常に携帯電話等で連絡が取れる体制で、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- (6) あらかじめ、入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。
- (7) 主任技術者配置工事に適用されるもので、監理技術者を配置する工事や営業所専任技術者については対象外であること。

3. 主任技術者を兼任したい場合の手続きについて

- (1) 主任技術者を兼任する場合は、「主任技術者の兼任申請書(様式 1)」を提出してください。(本町発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関への①主任技術者届、②工事請負契約書、③監督員の通知の各写しを添付すること。)
- (2) 本町は、工事内容等により兼任が認められるかを確認したうえで「主任技術者の兼任承認書(様式 2)」を発行します。
- (3) 工期途中で退職等のやむを得ない事由により、主任技術者の兼任の内容に変更があった場合についても同様の手続きとなります。
- (4) 競争入札した工事において、当初契約時に兼任申請をする場合は、会計課に提出してください。その後の手続きについては、工事担当課となります。

4. 特例措置の施行日及び適用期間

平成 27 年 4 月 1 日から特例措置を実施しているところですが、建設業法施行令の改正に伴い、金額要件を見直し、令和 5 年 1 月 1 日から適用します。なお、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなります。